

○説明を要する議案（重要な議案）についての賛否判断

1. 利益相反のおそれがある議案

利益相反のおそれのある銘柄については、原則議決権行使ガイドラインに基づいて議決権行使を判断しておりますが、当ガイドラインにて判断することが困難である議案については、議決権行使助言会社からの当社の議決権行使ガイドラインに基づく助言に従い行使することで、判断を歪めることなく一貫した対応を行っております。

2. その他の銘柄

①9681：東京ドーム（株主総会開催日：2020年12月17日）

東京ドームについては、上位株主より非効率な経営が続いていること等を理由に取締役3名について解任が提案されました。3名の内訳としては、代表取締役1名のほか、15年以上取締役の地位にある社外取締役2名についてです。本件は、2020年4月の定時株主総会において当社ガイドラインに照らして当該3名に賛成としており、株主提案の理由も踏まえたうえで一貫性を持った判断をすることが重要であると考えました。

具体的には、提案株主が早急かつ抜本的な業務改善を求めていることや、また社外取締役については在任期間の長期化および独立性に疑義を指摘していることに加え、定時株主総会以降で解任すべき事由の有無が判断のポイントになると考えました。まず、東京ドームの業績面ですが、現代表取締役が就任した2016年以降の業績は早急な業務改善を要する水準ではないと判断しました。また、社外取締役の適格性については、在任期間の長期化や独立性についての弊害は完全に否定は出来ないものの、定時株主総会以降に不祥事や著しい業績悪化は認められないことから、解任事由には当たらないと判断しました。以上の点を踏まえ、株主提案に全て反対しました。

以上